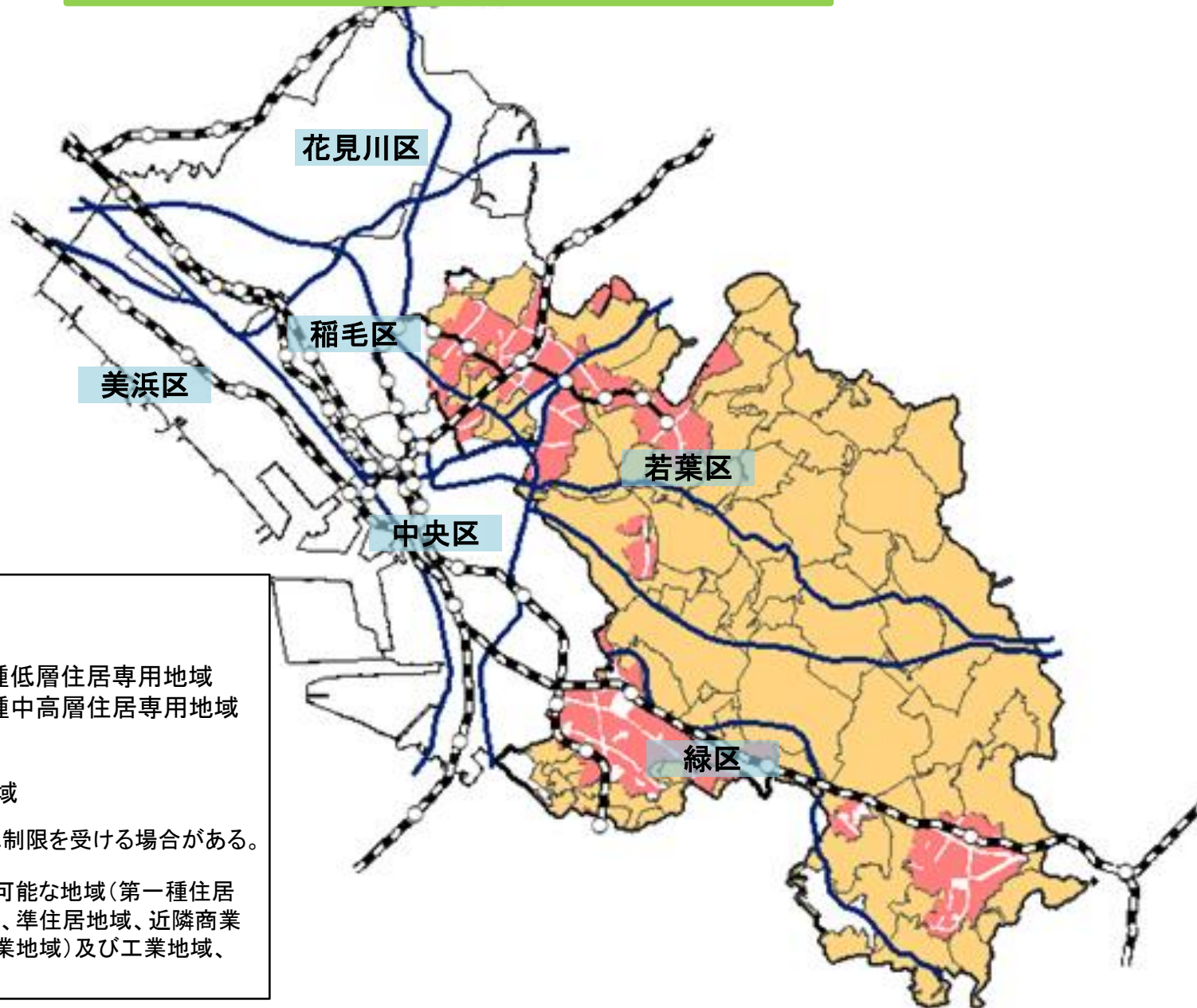


千葉市における外国人滞在施設経営事業 (旅館業法の特例)実施地域

別図2



凡例

実施地域

- ・第一種、第二種低層住居専用地域
- ・第一種、第二種中高層住居専用地域

実施地域

- ・市街化調整区域

※諸法令及び都市計画に制限を受ける場合がある。
※対象外地域

「ホテル・旅館」が建築可能な地域(第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域)及び工業地域、工業専用地域